

第 5 9 号議案

八王子市体育館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市体育館条例の一部を改正する条例

八王子市体育館条例（昭和 4 9 年八王子市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料) 第 6 条 (略) 2 体育館の施設の貸切りでない場合の利用については、教育委員会は、別表第 3 に定める額の回数券を発行することができる。</p> <p>3 (略) 4 使用料は、利用の承認を受けた際（第 2 項の場合については、回数券の交付を受ける際）に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(使用料) 第 6 条 (略) 2 体育館の施設のうち室内プールの貸切りでない場合の利用については、教育委員会は、別表第 3 に定める額の室内プール回数券を発行することができる。</p> <p>3 (略) 4 使用料は、利用の承認を受けた際（第 2 項の場合については、室内プール回数券の交付を受ける際）に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(利用料金) 第 7 条 (略) 2 (略) 3 体育館の施設の貸切りでない場合の利用については、別表第 3 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て回数券を発行することができる。</p> <p>4 利用料金は、利用の承認を受けた際（前項の場合については、回数券の交付を受ける際）に支払わなければならない。ただ</p>	<p>(利用料金) 第 7 条 (略) 2 (略) 3 体育館の施設のうち室内プールの貸切りでない場合の利用については、別表第 3 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て室内プール回数券を発行することができる。</p> <p>4 利用料金は、利用の承認を受けた際（前項の場合については、室内プール回数券の交付を受ける際）に支払わなければならない。</p>

し、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5～7 (略)

別表第1 (第6条、第7条関係)

(1) 八王子市富士森体育館

施設の種別	利用区分	貸切りの場合	貸切りでない場合	
			子供	大人
主競技場	午前	<u>9,000円</u>	100円	300円
	午後A	<u>9,000</u>		
	午後B	<u>9,000</u>		
	夜間	<u>10,500</u>		
	全日	<u>37,500</u>		
第2競技場	午前	<u>2,400</u>	<u>100</u>	<u>300</u>
	午後A	<u>2,400</u>		
	午後B	<u>2,400</u>		
	夜間	<u>2,500</u>		
	全日	<u>9,700</u>		
第3競技場	午前	<u>1,900</u>	<u>100</u>	<u>300</u>
	午後A	<u>1,900</u>		
	午後B	<u>1,900</u>		
	夜間	<u>2,000</u>		
	全日	<u>7,700</u>		
第4競技場	午前	<u>1,900</u>	<u>100</u>	<u>300</u>
	午後A	<u>1,900</u>		
	午後B	<u>1,900</u>		
	夜間	<u>2,000</u>		
	全日	<u>7,700</u>		
第5競技場	午前	<u>2,400</u>	<u>100</u>	<u>300</u>
	午後A	<u>2,400</u>		
	午後B	<u>2,400</u>		
	夜間	<u>2,500</u>		
	全日	<u>9,700</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
レクリエーションホール	午前	<u>1,500</u>	100	300
	午後A	<u>1,500</u>		
	午後B	<u>1,500</u>		
	夜間	<u>1,600</u>		
	全日	<u>6,100</u>		
会議室	午前	<u>800</u>	—	—
	午後A	<u>800</u>		
	午後B	<u>800</u>		
	夜間	<u>900</u>		
	全日	<u>3,300</u>		

備考

1 各施設における午前とは午前9時から午前11時50分まで、午後Aとは

い。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5～7 (略)

別表第1 (第6条、第7条関係)

(1) 八王子市富士森体育館

施設の種別	利用区分	貸切りの場合	貸切りでない場合	
			子供	大人
主競技場	午前	<u>6,000円</u>	100円	300円
	午後A	<u>6,000</u>		
	午後B	<u>6,000</u>		
	夜間	<u>7,000</u>		
	全日	<u>25,000</u>		
第2競技場	午前	<u>1,600</u>	<u>100</u>	<u>300</u>
第3競技場	午後A	<u>1,600</u>		
第4競技場	午後B	<u>1,600</u>		
第5競技場	夜間	<u>1,700</u>		
	全日	<u>6,500</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
レクリエーションホール	午前	<u>1,600</u>	100	300
	午後A	<u>1,600</u>		
	午後B	<u>1,600</u>		
	夜間	<u>1,700</u>		
	全日	<u>6,500</u>		
会議室	午前	<u>1,500</u>	—	—
	午後	<u>2,000</u>		
	夜間	<u>1,500</u>		
	全日	<u>5,000</u>		

備考

1 各競技場及びレクリエーションホールにおける午前とは午前9時から午前

正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

2～5 (略)

(2) 八王子市甲の原体育館

施設の種別	利用区分	貸切りの場合	貸切りでない場合	
			子供	大人
第1体育室	午前	<u>5,400円</u>	100円	300円
	午後A	<u>5,400</u>		
	午後B	<u>5,400</u>		
	夜間	<u>6,300</u>		
	全日	<u>22,500</u>		
第2体育室	午前	<u>1,800</u>	100	300
	午後A	<u>1,800</u>		
	午後B	<u>1,800</u>		
	夜間	<u>1,900</u>		
	全日	<u>7,300</u>		
第3体育室	午前	<u>1,100</u>	100	300
	午後A	<u>1,100</u>		
	午後B	<u>1,100</u>		
	夜間	1,200		
	全日	<u>4,500</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
会議室	午前	<u>1,100</u>	—	—
	午後A	<u>1,100</u>		
	午後B	<u>1,100</u>		
	夜間	1,200		
	全日	<u>4,500</u>		

備考

- 1 **各施設**における午前とは午前9時から午前11時50分まで、午後Aとは正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

2～7 (略)

11時50分まで、午後Aとは正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいい、会議室における午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

2～5 (略)

(2) 八王子市甲の原体育館

施設の種別	利用区分	貸切りの場合	貸切りでない場合	
			子供	大人
第1体育室	午前	<u>3,600円</u>	100円	300円
	午後A	<u>3,600</u>		
	午後B	<u>3,600</u>		
	夜間	<u>4,200</u>		
	全日	<u>15,000</u>		
第2体育室	午前	<u>1,600</u>	100	300
	午後A	<u>1,600</u>		
	午後B	<u>1,600</u>		
	夜間	<u>1,700</u>		
	全日	<u>6,500</u>		
第3体育室	午前	<u>1,000</u>	100	300
	午後A	<u>1,000</u>		
	午後B	<u>1,000</u>		
	夜間	1,200		
	全日	<u>4,200</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
会議室	午前	<u>1,200</u>	—	—
	午後	<u>1,600</u>		
	夜間	1,200		
	全日	<u>4,000</u>		

備考

- 1 **各体育室**における午前とは午前9時から午前11時50分まで、午後Aとは正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいい、会議室における午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

2～7 (略)

別表第3（第6条、第7条関係）

(1) 八王子市富士森体育館

種別		券面額及び枚数	金額 (円)
施設利用回数券（競技場・レクリエーションホール）	子供券	100円券 1 1 枚	1,000
	大人券	300円券 1 1 枚	3,000
施設利用回数券（トレーニング室 走路）	大人券	300円券 1 1 枚	3,000

(2) 八王子市甲の原体育館

種別		券面額及び枚数	金額 (円)
体育室回数券	子供券	100円券 1 1 枚	1,000
	大人券	300円券 1 1 枚	3,000
室内プール回数券	子供券	70円券 1 1 枚	700
	大人券	200円券 1 1 枚	2,000

別表第3（第6条、第7条関係）

種別		券面額及び枚数	金額 (円)
室内プール回数券	子供券	70円券 1 1 枚	700
	大人券	200円券 1 1 枚	2,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市体育館条例（以下「新条例」という。）の規定による施行日以後の体育館の施設の利用に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても新条例の例により行うことができる。
- 3 体育館の施設の施行日以後の利用については、施行日前においても、新条例別表第1及び第3に定める使用料の額を徴収することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる体育館の施設の施行日以後の利用については、施行日前においても、新条例別表第1及び第3に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の額を支払わなければならない。